

センサレスサーボモータMM-GKRシリーズ 中国エネルギー効率ラベル規制対応についてのお知らせ

平素より当社駆動制御機器につきまして格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
センサレスサーボモータMM-GKRシリーズにおきまして、中国エネルギー効率ラベル規制対応についてお知らせします。

記

1. 概要

中国の国家規格である永久磁石同期電動機のエネルギー効率閾値及びエネルギー効率等級（GB 30253-2024）が2024年9月29日に発布されました。また、永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則CEL 038-2020が改正され、永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則2025年版が2025年9月26日に発布されました。それにより、現在表示しているエネルギー効率ラベルの変更が必要となります。本規制内容と今後の弊社対応についてご連絡いたします。

2. 影響

2026年1月1日以降、CEL 038-2020対応の中国エネルギー効率ラベルでは、中国へ輸出できません。また、モータに対する規制のため、装置に組み込まれている場合は影響ございません。

3. 永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則2025年版、永久磁石同期電動機のエネルギー効率閾値及びエネルギー効率等級（GB 30253-2024）について

(1) 対象モータ

① 本セールスとサービスの初版発行時点

以下条件に当てはまるインバータ駆動永久磁石同期電動機が対象となります。電磁ブレーキ付き、減速機付きは除きます。（対応時期：2025年12月以降、順次実施します。）

表1. 条件

項目	現行	新規	
対象範囲	定格出力	0.55 ~ 90 kW	0.55 ~ 1250 kW
	回転速度	500 ~ 3000 r/min	45 ~ 6000 r/min
	定格電圧	1000 V以下	1140 V以下

② セールスとサービス A 版改訂 対象モータ追加

電磁ブレーキ付きセンサレスサーボモータも表1の範囲に入る場合は、対象となります。
電磁ブレーキかつ減速機付きセンサレスサーボモータの場合は、対象外となります。
（対応時期：2026年1月以降、順次実施します。）

[追加理由]

「永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則」1.2項では以下の場合、本実施規則の対象外になると定められています。

(2) 制動装置を取り外すことができず、かつ単独電源で給電することができないモータ

上記文言により、電磁ブレーキ付きセンサレスサーボモータを対象外の判断をしておりましたが、解釈に誤りがあることが判明しました。

発行 日付	初版発行：2025年10月 改訂：2026年2月	件 名	センサレスサーボモータ MM-GKRシリーズ 中国エネルギー効率ラベル規制対応 についてのお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14 Tel (052) 721-2111大代表
----------	-----------------------------	--------	--	--

(2) 規制内容

表 2. 規制内容

項目		現行	新規
実施規則 CEL	番号	CEL 038-2020	2025年版
	名称	永久磁石同期電動機エネルギー効率 標識実施規則	永久磁石同期電動機エネルギー効 率標識実施規則
	発布日	2020年4月29日	2025年9月26日
	実施日	2020年7月1日	2026年1月1日
効率等級 GB	番号	GB 30253-2013	GB 30253-2024
	名称	永久磁石同期電動機のエネルギー効 率閾値及びエネルギー効率等級	永久磁石同期電動機のエネルギー 効率閾値及びエネルギー効率等級
	発布日	2013年12月18日	2024年9月29日
	実施日	2014年9月1日	2025年10月1日

(3) 規制対象外の条件

下記(a), (b)のいずれかの条件に該当する場合は、中国エネルギー効率ラベルの表示が免除されます。

- (a) 「永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則」 1.2 項では以下の場合、本実施規則の対象外になると定められています。

- ・モータがファン、ポンプ、コンプレッサー等の機械に組み込まれており、モータ単独で試験できない場合 *1
- *1 輸出者（装置であれば装置メーカー）にてご判断いただくこととなります。
「永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則」は下記 Web サイトよりご覧いただけます。（中文）
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202509/t20250926_1400696.html

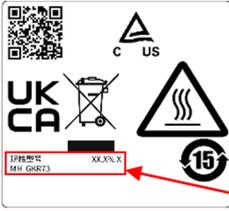
- (b) 「エネルギー効率標識管理弁法（「永久磁石同期電動機エネルギー効率標識実施規則」の上位規則）」 第十一条（七）（八）では以下に該当する製品は、中国エネルギー効率ラベルの表示が免除されると定められています。

- ・エンドユーザーがメンテナンス目的に必要な製品（= 保守用途）
 - ・工場の生産ラインや生産ラインをサポートするために必要な製品（= 工場設備用途）
- 「エネルギー効率標識管理弁法」は下記 Web サイトよりご覧いただけます。（中文、PDF ファイル）
<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/201603/W020190905495017011772.pdf>

モータ単品で中国へ輸出する場合、通関時に中国エネルギー効率ラベルの表示が上記理由により免除となる製品である旨を記載した資料が必要となる場合もありますので、輸入者（輸出者）にてご準備いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明点等ございましたら、税関まで問い合わせをお願いいたします。

4. 弊社対応

弊社センサレスサーボモータMM-GKRは、中国エネルギー効率ラベルに対応いたします。
 当局システムに登録完了後、中国エネルギー効率ラベルの表示変更を行います。それに伴い、製品名板
 および梱包ラベルの内容、ラベル取付方法（紐取付けからテープ貼付けへ）も変更いたします。
 ラベル対応時期と取付方法変更時期は同期しない可能性があります。
 CEL 038-2020対応の中国エネルギー効率ラベルは、在庫および生産状況により2026年1月1日以降も表示
 されますが、中国以外への輸出には影響ございません。
 判定基準を満たさない場合や変更過渡期に、中国エネルギー効率ラベルと、製品名板および梱包ラベル
 の中国エネルギー効率に関する表示がなくなる場合がございます。

項目	変更内容
中国エネルギー効率ラベル	 <p>実施規則 2025 年版に従い末尾の年号を変更いたします。</p>
製品名板	 <p>中国エネルギー効率に関する内容です。 実施規則 2025 年版に従い記載内容を変更いたします。</p>
梱包ラベル	 <p>中国エネルギー効率に関する内容です。 実施規則 2025 年版に従い記載内容を変更いたします。</p>

※掲載する図は一例であり、名板サイズ、表示位置・サイズ、記載内容及びラベル取付方法は機種により異なります。

※在庫状況により、流通段階で混在する可能性があります。

5. 対応時期

(1) 初版時点の対象機種（項目3. (1) 対象モータ ①本セールスとサービスの初版発行時点）
2025年12月以降、順次実施します。

(2) 追加の対象機種（項目3. (1) 対象モータ ②セールスとサービスA版改訂 対象モータ追加）
2026年1月以降、順次実施します。

改訂履歴

副番	発行日付	改訂内容
A	2026年2月	電磁ブレーキ付きを対象として追加しました。